日本共産党市会議員団の中林かずえです。 通告に従い、質問します。 6/22

**教育について**

**●まず、学校給食についてです。**

学校給食法では、第一条で「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」とし、第二条で「日常生活における食事についての正しい理解を深め」「望ましい習慣を養う」「学校生活を豊かにする」として、給食は教育の一環であると定めています。

　「給食が教育の一環であるならば『義務教育は、無償とする』との精神に照らして、自治体の努力で学校給食を無料にしている市町村もあります。

　**山口県和木町（わきちょう**）では、戦後の開始時から給食費は無料、現在も幼稚園、

小・中学校で無料化を継続しています。**兵庫県相生（あいおい）市**は、２０１１年から、幼稚園、小・中学校の無料化に踏み切っています。

　群馬県南牧（なんもくむら）、北海道三笠（みかさ）市も無料、茨城県大子町（だいごまち）や千葉県神崎町（こうざきまち）などは、半額です。

 ★ まず、本市における第３子への給食費の無料化について、市のお考えをお聞きします。

**次に、小学校給食についてです。**

　５月６日、「寝屋川・子どもたちの給食をよくする会」から、議会に要望書をいただきました。

　要望書では、小学校給食は、自校直営で行うよう求めています。

　市内24小学校中、半数の12校で調理業務が民間委託となり、これまでの寝屋川の給食が変わっていくのではと懸念されています。

　直営校と、委託校は、メニューや調理方法、材料の仕入れは、統一されています。

　しかし、給食調理では、「野菜の切り方」から始まって「揚げ物の揚げ具合」など微妙な技術が必要だとされています。民間委託業者では、安全・安心が第１に強調されるので、煮すぎて歯ごたえがないような煮物や、揚げ過ぎて硬くなった揚げ物がでてくることがあるとのことです。

　寝屋川の学校給食では、栄養士と現場の調理員が「調理方法の研究・実践」を行い、アレルギー食をはじめ、安全で美味しい給食をつくってきました。

　「どの献立を子どもが喜んで食べたか」などの情報を交換する「献立反省会」には、

以前は全小学校の調理員・栄養士が参加するしくみでしたが、民間委託が始まってからは、委託校の調理員は、参加しておらず、今後の調理技術の継承が心配されるとのことです。

　本市の学校給食を発展させてきた、小学校の自校直営方式を継続することが大事だと考えます。

**次に、中学校給食の改善についてです。**

　本市の中学校給食は、民間事業者によるデリバリー方式です。高槻市と八尾市から運んでくることから、衛生上、おかずは、１０度以下に冷やしています。そのために、ごはんは暖かいもののおかずが冷たい給食になっています。この間、子どもたちや保護者から、暖かい給食にしてほしいとの声が届けられてきました。

★　３月議会では、「中学校給食の改善として、暖かい給食になるように、自校調理方式、親子方式、センター方式などの検討をしたい」との答弁がありました。その後の検討状況をお聞きします。

**２．● 次に、（公立）図書館についてです。**

　公立図書館は、住民の必要に応じて、資料や情報を提供して 住民の知りたいことや学びたいことを手助けをする機関です。

　図書館は、①住民の学習権を保障するために資料とスペースを確保し、図書館から離れた住民に対してもサービスをおこなうために、分館、分室、移動図書館などを持っています。

　図書館にない資料や情報は、他市の図書館から借りて、提供を受けることができます。公立図書館が「無料」というのは単に「タダ」というのでなく、「持ち寄る」という考え方から出発したもので、みんなで運営するということにつながっています。

　公立図書館は、年齢、人種、性別、宗教、思想、社会的身分を問わず、全ての人が平等に利用でき、「図書館の自由」とは、①資料収集、資料提供の自由、②利用者の秘密保持　③検閲に反対するなどとなっています。

　また、公立図書館は、①資料に対する住民の反応を把握し、文化の創造の一翼を担うこと、②利用者との接触を深め、意見や要望を運営者に伝える体制をもつこと、③地方自治を守り、地域の共同と協力の確立に、文化活動の面から参加すること、④民主的な立場で、住民の願いを話し合いによって、図書館業務に生かしていくことが肝心だとされています。

以下、お聞きします。

★　市内には、図書館の充実を願って活動されている市民団体がどれくらいあるのか、また、それらの団体・市民から、日常的にどのように、ご意見などをお聞きしているのか、お聞きします。

★　「寝屋川の文化と図書館を考える会」からは、「図書館協議会を設置してください」との要望書が議会にも届けられてきました。図書館法第14条では、図書館に図書館協議会を設置することができると規定されています。

　大阪府内で、図書館協議会のない自治体の割合はどうでしょうか？設置率をお聞きします。また、本市のように、図書館協議会を廃止した自治体はあるのかも、お聞きします。

　図書館業務は司書、司書補によって運営されるもので、図書館サービスの善し悪しは、職員によって決まると言われています。

　図書館労働者は、自治体職員として住民の平和と権利を守るために、生活上必要な知識や情報を提供する役割を持っています。住民と一緒に悩み、語らい相談する、住民のための仕事です。

 　司書の正職配置については、府内の中核市では、管理職を除く人数では、豊中市は４４人、高槻市１１人、枚方市３７人などとなっています。

★ 現在、本市の正職の司書は３人で、うち２人が、今年度末に退職を迎えると聞きます。来年度の採用も含めて、計画的に新規採用をおこなうべきと考え、お考えをお聞きします。

**次に、第２次子ども読書活動推進計画についてです。**

　本市のおおむね１８才以下の子どもを対象とする、今年から５年間の「第２次子ども読書活動推進計画」が公表されました。

　第１次の計画の推進については、３つの作業部会が設置されて、計画の推進状況が把握されていたと聞きます。

★今回については、作業部会はどうされるのか、どのように進捗管理をされるのか、お聞きします。

**次に、学校図書館についてです。**

　今年度から、学校図書館に司書及び専任職員を６人分配置していただき、市民、関係団体が喜んでいます。

　６人の司書は、２週間の研修を終了して、４グループに分かれて、各中学校区ごとの担当として、１学校に５日間の配置、１年間に１学校、３回位の配置と聞いています。

以下、２点お聞きします。

★学校に司書が配置されるのは、本市で初めてのことであり期待をするものです。学校図書館におけるこれまでの課題と、司書の配置による今後の方向性について、見解をお聞きします。

★　本市の小中学校の図書館の広さや施設の形態は、児童生徒数や教室の状況によって、学校ごとに違いがあります。可能な限り、子どもたちが入りやすく、本に親しむことができるスペースを確保していただくことをお願いし、見解をお聞きします。

●次に、小中一貫校についてです。

　２０１６年度より法制化された「義務教育学校」小中一貫校は、①９年間の教育目標の明確化と教育課程の編成・実施などとされ、施設形態は、施設一体型、施設併設型、施設隣接型の３種類があります。

　法制化実施直前の２０１６年３月２２にようやく、「学校教育法の一部を改正する施行に伴う文部科学省令の整備に関する省令」が出されたもので、まだ、教育的効果やデメリットが、十分に検証されておらず、同一条件で、一貫校と非一貫校を比較した研究調査はありません。

　３月議会の答弁では、「小中一貫教育のさらなる推進に向けて、他市の取り組み状況や効果的な教育内容について調査を進めるとともに、平成１７年度から推進してきた小中一貫教育の成果や課題を検証する中で、本市に適した小中一貫校の検討を進める」とのことでした。

　５月、教育委員会に、小中一貫校推進検討委員会が設置されました。

平成１７年から始まった「小中一貫教育」についての成果と課題のとりまとめを行い、小中一貫校の設置が必要かどうかについても検討されるとのことです。

★１１年間の「小中一貫教育」についての成果と課題のとりまとめについては、保護者や、現場の教職員をはじめ、教育関係者の意見を十分きいてとりまとめることが重要だと考えます。見解をお聞きします。

**●次に、男女共同参画についてです。**

　今年は、「男女雇用機会均等法」の施行から３０年目にあたります。社会の男女格差を示すＧＧＩ（ジェンダーギャップ指数）は、日本は世界１４１カ国中、１０１位と非常に遅れた位置にあります。

　女性への差別、格差をなくし、女性が個人として尊重される社会にしていくことが求められています。

**第１は、雇用の場での男女差別、男女賃金格差などについてです。**

　直接的な男女差別ができにくくなっていますが、結果としての間接差別を含み、男女差別を是正して、職場での男女平等を進めることが重要です。

非正規労働者の７割を女性がしめています。女性の非正規というと既婚のパート労働者をイメージしがちですが、３５才～４４才の未婚の女性の非正規雇用が、１２間年で、約３倍に増えています。 ３５才から５４才未満の、非正規雇用の未婚女性の、28.3％が年収１５０万円未満の貧困層となっています。

　近年の女性の非正規問題は、新たな局面を迎えています。

　１９９７年、約２０年前、初めてする仕事が、正規雇用だった女性は68.3％、約７割でしたが、２００２年には56％へ、2007年では45.3％と低下し、正規雇用への採用が減少し続けています。

★　この数字は、６割近い女性が学校卒業後、非正規、もしくは仕事につけないというもので、新たな女性の非正規雇用と低賃金問題として、解決しなければならない課題だと考えます。

　市として、女性の経済的な自立における雇用問題の課題として、どのようにお考えか、お聞きします。

**第２に、若い女性のブラックバイトや、虐待、ＤＶなどについてです。**

　女性に対する被害への対応、個人としての尊厳、女性の人権が守られる社会をつくることが求められます。

　そのためにも、女性の悩み、自立、ＤＶ被害などについて、じっくり相談ができる窓口を増やすこと、労働問題救済窓口、ＤＶ被害の「避難シェルター」の拡充が必要と考えます。

**第３に、あらゆる政策・意思決定の場に女性の平等な参加をすすめることです。**

　昨年３月の国連女性の地位委員会では、２０３０年までに、男性と女性の比率が、５０：５０となる社会を目指すことが呼びかけられました。

　政治分野の女性比率は、国会議員で、衆議院、参議院合わせて、女性は83人で11.6％です。

　地方議員全体では女性は4078人で12.1％で、市会議員では14.2％です。寝屋川市議会は18.5％です。

経済分野では、企業の女性管理職の比率は、係長職は16.2％、課長、部長では１割に届きません。世界では、経営幹部に女性がいるのは当たり前ですが、日本では、管理職に女性がいないと回答した企業の比率が６６％であり、ＥＵ平均の３６％とはかけ離れています。

**寝屋川市についてです。**

　寝屋川市役所の女性管理職の割合は、今年度、課長以上で8.4％、係長以上で16.6％です。

 各種審議会では、一番女性委員の比率が高いのは、（男女共同参画審議会で10中6人で60％を除き）、文化材保護審議会審議会で、５人中２人で40％、一番低いのは、景観審議会11人中１人で、９％です。

　小中学校のＰＴＡ会長では、31.7％、自治会長9.6％、老人会長13.8％となっており、この３つについては全国平均より高いとのことですが、平等な参加には、ほど遠いものです。

★人口の半数は女性であり、「子育てや介護の中心的な役割を、職場でも家庭でも担っている女性」の視点を行政の施策や取り組みに反映させるために、

　①市の女性管理者、各種審議会などの女性比率を高めること、②その他あらゆる政策・意思決定の場に女性の比率を高めることについて、見解をお聞きします

**次に、「ふらっとねやがわ」について２点お聞きします。**

★①今年４月、香里園駅前のＪＡビルから、寝屋川市駅前のにぎわい創造館に移転したこともあり、「ふらっとねやがわ」を知らない市民が多いと聞きます。事業内容も含め、市民への周知をお願いします。

★②　今年１１月に予定されている「ふらっとねやがわまつり」の会場などについては、昨年の会場であったＪＡビルほどのの広さが確保できないものです。ふらっとねやがわ連絡会の要望に可能な限り応えていただくことを再度お願いします。

**●次に、ごみ処理の見直しとごみ減量についてです。**

**まず、 廃プラ処理の見直しについてです。**

　２つの廃プラ施設の稼働と同時期に、周辺住民が健康被害を訴えて、今年で１２年目を迎えています。

　３月議会では、市長が「ごみ処理のあり方においては、材料リサイクルに適する物は材料リサイクルし、材料リサイクルに適さない廃プラはサーマルリサイクルすべきであり、廃プラを含むごみ処理の在り方の見直しをする」との認識をしめしていただきました。

　また、４市組合の構成市３市との話し合いについては、「現在、各市環境部局の部長・課長による、廃プラリサイクルのあり方に関する調査・研究のための会合を開始しており、今後、構成各市のごみ処理の実情や問題点等を整理し、廃プラリサイクルの在り方についての検討を行ってまいりたい」とのお考えもお聞きしました。

**★** ４市組合の構成市３市との協議の進捗と今後の課題についてお聞きします。

**次に、ごみの減量化についてです。**

　今年度実施の「ごみ質分析調査」等の結果を踏まえた上で、分別区分や収集方法等、ごみの減量について、実効性ある施策の実施を検討するとされています。

　２７年度のごみ総排出量（速報値）は、7万5927ｔで、基本計画の目標値と比較して、3526ｔの未達成となっています。

★１．ごみ減量の具体的な２７年度の未達成の要因についてお聞きします。

　次に**、雑紙の分別についてです。**

　家庭ごみの17.4％をしめる雑紙を分別して、古紙として回収、リサイクルにまわせば、可燃ごみが減らせます。紙は水に溶かしてリサイクルしますので、水にとけない廃プラとの複合素材や感熱紙、、また汚れたものは対象外です。

　ある市民の方が行っている雑紙の分別方法を紹介します。

　雑紙とは、段ボールや新聞紙、雑誌、牛乳パックなど以外の紙のことです。例えば、テッシュペーパーの箱（ここのビニール部分をはがします）、お菓子などの箱、パンフレット、封筒（ここのビニール部分をはがします）、トイレットペーパーの芯、洋服の値札、などです。メモ用紙やこういった小さな紙は、封筒に入れて、集めて出します。

　全国的にで雑紙の分別作戦が実施されています。本市でも、広げていただくことをお願いします。

★**２．次に、生ゴミのリサイクルについてです。**

　賞味期限切れの手つかずの食品が課題となっている厨芥類は、重量比では、家庭ごみの36.2％、事業系ごみには33.5％含まれています。

　「水切りのためのひと絞り」はもとより、市民や団体の協力を得て、堆肥づくり体験講座、コンポスト容器や段ボールコンポストの普及など、さまざまな方法で生ゴミの焼却量を減らすことに、力を入れることを求めます。

**★３． ごみ減量のための情報提供、啓発活動などの拡充についてです。**

　ごみ減量に取り組んでいる市内の事業所の紹介、ごみ減量のイベント情報、小学校を通じてのごみ減量ポスターの募集などについての検討をお願いします。

**★４．ごみ減量アプリについてです。**

　集団回収の推進として、実施団体の回収日、回収場所の紹介など、実施団体に加入していない市民も参加できるように、他市の事例を参考に、ごみ減量アプリの立ち上げを検討ください。

★**５．担当課が積極的に市民に協力を求めることについてです。**

　ごみの減量化は、自治会、市民グループなどの市民団体、事業者との連携、共同で進めることが大事だと思います。とりわけ、ごみ減量出前講座の開催、ごみ減量マイスターへの参加については、市担当課から、自治会や市内の団体、事業所にお願いにいくなどの積極的な推進をお願いします。

**★６．ペットボトル、白色トレーのステーション回収についてです。**

　ペットボトル、白色トレーなどは、拡大生産者責任での回収ルートにのせることを可能な限り、市民の自主的な協力の下で、検討できないかについてです。

　市民からは、「ペットボトルを廃プラと一緒に市のごみ収集に入れなくてもいい方法があればそうしたい」「スーパーなどの回収ルートにのせられないのか」との意見もあります。

　現在の仕組みの下におけるステーション回収の推進について、どのようにお考えでしょうか。

以上、６点、お聞きします。

**●次に、あかつき・ひばり園についてです。**

　指定管理者制度の導入で、法人に管理運営が委託されて３年目になります。

 ６月２日、議会に報告された「第３者評価結果の概要」では、５９項目中、６項目の改善すべき点がだされ、法人の改善策が掲載されています。

　あかつき・ひばり園の運営については、療育水準の維持向上が課題です。

　これまでの議論の中で、就学前の療育においては、経験豊かな専門職員の確保が重要であること、保護者・関係者の声を十分に聞いて、その声に応えていくと答弁されました。

以下、２点についてお聞きします。

★１．４月からの機構改革であかつき・ひばり園の担当課は、子育て支援課となりました。今後とも障害福祉課との連携が必要と考えますが、連携についてお考えをお聞きします。

★２．療育水準の維持向上の基本となる療育水準の評価については、あかつき・ひばり園の療育を経験してきた人の意見を聞くことが重要です。今後とも、保護者・関係団体等の声を十分にきいていただくことを求めます。

**●次に、ひきこもり支援についてです。**

 厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、引きこもりの定義は６か月以上、自宅に引きこもって社会参加ができない状態が続くこと、ひきこもりの原因が「精神障害」にはないという状態を「引きこもり」と呼んでおり、約７０万人以上いると言われています。

　最近の調査では、ひきこもり状態が長引いた場合、高いリスクで親がうつ病を発症する状態にあることがわかっています。

　東京都では、国の補助制度を活用した「東京都引きこもりサポートネット」（東京都の引きこもり相談窓口）による訪問支援が、引きこもり支援の入り口として、２０１３年からスタートしています。市町村の相談窓口から連絡が入ると、東京都のひきこもりサポートネットの支援員（臨床心理士）が２人体制で訪問します。

　引きこもりは「特定の疾病」や「障害」をさすものではなく、さまざまな要因が背景になって生じる状態です。働きたいと思っている人から、病気・障害を抱えている人まで、さまざまで、支援の道筋も一人一人違うので、状況に合わせて必要な支援内容を検討し関係機関を紹介しています。

　秋田県藤里町では、町内の現役世代の約１割が、引きこもり状態にあると判明したため、段階に応じた支援メニューで、多くの人が町内で活躍する場を得て６０人が引きこもりを脱し、３５人が一般就労を果たしています。

 このことは、必要な支援があれば、引きこもりから、抜け出せるということです。

★　本市における「引きこもり」状態の人数などについてお聞きします。

★　引きこもりで状態で苦しんでいる人が笑顔を取り戻し、力を発揮できるような支援を大阪府の関係機関などと連携して行うことをお願いし、見解をお聞きします。

**●次に、自治体での婚活イベントについてです。**

　男女ともに未婚率が上昇しています。1980年の35才から39才までの女性の未婚率は、5.5％でしたが、2010年には、５倍近い23.1％に上昇、男性も8.5％だったのが、４倍を越える35.6％にもなっています。

　これらの要因には、若い人の非正規雇用の拡大と低賃金などもあると考えられます。

　松原市が、７月に開催予定の婚活イベントに、男女ともに、応募者が殺到したというニュースがありました。バーベキューを楽しみながら、パートナーを見つけるという内容です。対象者は、男女とも２０才から４９才で、結婚を真剣に考えている未婚者で、参加費は２０００円、独身であることの証明書の提出が必要です。

　松原市の担当者は「自治体の主催という安心感があり、市外在住者も参加できるから好評だったのではないか」とのことで、同じイベントを秋にも予定しており、２回分として約２００万円を予算化しています。

★　国の少子化対策重点推進事業で結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催について、国の補助金があります。本市でも、検討をいただくようにお願いし、見解をお聞きします。

**●　その他で、国道１７０号の事故についてです。**

 平成27年中の本市内の交通事故860件中、150件、17.4％が国道170号での事故となっています。

　昨年１０月、国道１７０号沿いのパチンコ店から、右折して出てきた車を避けようとした事故で、豊里町のセントポーリアマンションの柵に追突した車の運転手が、事故後死亡したと聞きました。国道１７０号は、中央分離帯がない区間が多くあり、この事故も強引な右折が原因でした。

　豊里町自治会から、枚方土木事務所に対して、パチンコ店への右折禁止の看板設置や警備員の指導を求める要望が出されました。５月３０日、パチンコ店が「右折注意」の看板を設置したことは、一歩前進ではあります。

★今後｢右折禁止」が現実的に徹底され、事故がなく、地域住民が安心して暮らせるように、引き続き、大阪府などへの要望を続けていただくことをお願いし、見解をお聞きします。

**●　最後のその他で、教育委員会と、教職員の健康管理についてです。**

　市民から、教育委員会の電気が夜遅くまでついていることについて、子どもたちや市民のために遅くまで頑張ってくれているのはありがたいが、「体は大丈夫なのか」、「職員が足りないのではないか」、との心配の声が寄せられています。

以下、２点お聞きします。

★ 市内の小中学校の日々の運営、取り組みなどの状況にみあった必要な職員配置となることをお願いします。

★また、学校現場も、多忙化のために帰宅が遅いと聞きます。教職員の人数を増やすことが最も肝心ですが、労働安全衛生委員会の設置も必要かと思います。教職員の労働安全衛生委員会についての状況と、今後の方向性についてお聞きします。